

本書面では、公開用として、控訴人（訴えた人）を除き実名等の表示を赤字の括弧書きで変更しています。  
人物や団体等の表記はこれまでのレポートと共通です。黒字の部分は提出した控訴状そのままです。

平成 19 年（ネ）第 1 8 5 号損害賠償等控訴事件

（原審：東京地方裁判所平成 18 年（ワ）第 7583 号損害賠償等請求事件）

## 証拠申出書

控訴人（一審原告） 戸崎 貴裕

被控訴人（一審被告） （被控訴人 A）外 2 名

東京高等裁判所民事 1 9 部 御中

平成 19 年 4 月 日

控 訴 人 戸崎 貴裕 ⑩

### 第 1 証人尋問の申出

#### 1 証人の表示

〒144-0052

（医師 T クリニック所在地）

（医師 T クリニック名）理事長

（医師 T 氏名）（呼出・主尋問 40 分）

#### 2 立証の趣旨

- (1) 被控訴人 A 及び B の主張するアドバイスの存否等に関する事実。
- (2) （医師 T 氏名）が、控訴人に対し、被控訴人 A 及び B によりの聴取内容並びに EAP 社（報告者 T 氏名）よりの報告内容を明らかにせず、いっさいの具体的事実の確認を行わずに精神科の疾病り患を断定し、被控訴人病院に対する紹介状を書いた事実。

#### 3 尋問事項

別紙尋問事項記載の通り。

本書面では、公開用として、控訴人（訴えた人）を除き実名等の表示を赤字の括弧書きで変更しています。  
人物や団体等の表記はこれまでのレポートと共通です。黒字の部分は提出した控訴状そのままです。

## 第2 証人尋問の申出

### 1 証人の表示

〒169-0075

(EAP 社所在地)

(EAP 社社名)

EAP 相談室室長 精神保健福祉士

(報告者 T 氏名) (呼出・主尋問 20 分)

### 2 立証の趣旨

- (1) (報告者 T 氏名) が、控訴人にいっさいの事情確認や事実確認を行わずに報告書（乙 A2・6～8 頁）を作成し、(医師 T 氏名) に送付した事実。

### 3 尋問事項

別紙尋問事項記載の通り。

## 第3 証人尋問の申出

### 1 証人の表示

〒181-0015

(H 病院所在地)

(H 病院名)

医師

(医師 D 氏名) (呼出・主尋問 40 分)

### 2 立証の趣旨

- (1) (医師 D 氏名) が、平成 17 年 4 月 14 日に同人の決定した医療保護入院措置につき、可能な問診や検討を十分に尽くした、他に方法の無い最低限必要な措置であったと説明できない事実。
- (2) (医師 D 氏名) が、平成 17 年 4 月 14 日、控訴人に対し、診断根拠、及び入院加療の必要性について説明していない事実。

(3) 平成 17 年 4 月 14 日に、控訴人に対し、(医師 D 氏名)の下した診断が誤診である事実。

3 尋問事項

別紙尋問事項記載の通り。

第4 証人尋問の申出

1 証人の表示

〒181-0015

(H 病院所在地)

(H 病院名)

医師

(医師 K 氏名) (呼出・主尋問 40 分)

2 立証の趣旨

(1) (医師 K 氏名)が、控訴人に対する医療保護入院継続措置につき、可能な問診や検討を十分に尽くした、他に方法の無い最低限必要な措置であったと説明できない事実。

(2) (医師 K 氏名)が、控訴人に対し、診断根拠、及び入院加療の必要性について説明していない事実。

(3) (医師 K 氏名)が、控訴人に対し下した診断が誤診である事実。

3 尋問事項

別紙尋問事項記載の通り。

第5 証人尋問の申出

1 証人の表示

〒321-0111

(被控訴人 A 住所)

(被控訴人 A) (被控訴人 A 氏名) (呼出・主尋問 40 分)

2 立証の趣旨

- (1) 被控訴人（被控訴人 A 氏名）が、当時の同人の言動、及び本件ら致につき、その合理性及び相当性を説明できない事実。
- (2) 本件拉致が、可能な確認や検討を十分に尽くした、他に方法の無い最低限必要な措置であったと説明できない事実。
- (3) 被控訴人（被控訴人 A 氏名）の主張に矛盾のある事実。

### 3 尋問事項

別紙尋問事項記載の通り。

## 第6 本人尋問の申出

### 1 控訴人本人の表示

〒142-0053

（控訴人住所）

戸 崎 貴 裕（控訴人本人・主尋問 40 分）

### 2 立証の趣旨

- (1) 本件拉致及び本件強制入院の様態が反社会的であり、同行為が、控訴人の人権を無視し、連続して行われた不当な行為であった事実。
- (2) （医師 D）によって、診察、診断根拠の説明、及び入院や治療の必要性の説明が行われなかった事実。
- (3) （医師 K）によって、診断根拠の説明、及び入院や治療の必要性の説明が行われなかった事実。
- (4) 被控訴人病院の主張する、本件強制入院中の経過及び被控訴人病院の対応に矛盾がある事実。

### 3 尋問事項

別紙尋問事項記載の通り。

以 上